

業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

高齢者医療を支えるデジタル技術の導入調査業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 履行場所

横浜市中区本町6-50-10 横浜市医療局医療政策課

4 業務目的

高齢化の進展や生産年齢人口の減少が見込まれる2040年に対応できる医療体制を展開するため、本市を取り巻く状況や課題を把握・分析する。特に需給ギャップの大きな乖離が想定される在宅医療へのデジタル技術導入の検討のため、必要な情報を調査・整理する。

5 関連情報

本業務の遂行にあたっては、本項目に定める資料を参考とすること。

○よこはま保健医療プラン2024

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/seisaku/iryoplan/iryoplan2024.html>

○横浜市人口推計

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/shien/jinkosuikei.html>

○本市在宅医療のウェブページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/iryo/zaitaku/>

6 業務概要

(1) 計画準備

業務着手にあたり、実施体制、実施行程などの業務計画を立案し、報告する。

(2) 2040年に向けて本市が抱える医療課題の把握・分析

5で示した関連情報などを中心に、2040年の医療体制を想定した際に本市（都市部）での高齢者医療、特に在宅医療現場で起こりうる課題を整理・分析する。

(3) デジタル技術導入に伴う課題の調査・整理

5(2)で整理した医療課題（在宅医療分野は必須とする）を解決するにあたり、必要なデジタル技術を検討するとともに、本市で導入する際の課題を整理する。

(4) 報告書作成

本業務で調査した事項について、報告書に取りまとめる。

7 調査概要

下記記載の項目を参考に、デジタル技術導入の提案に向けて必要な条件を整理する。

条件整理の手法に制限はないが、委託者と受託者と協議の上決定すること。

(1) デスクリサーチ

・都市部における高齢者医療の課題（特に在宅医療は必須とする）を整理する。診療報酬等、現行制度上での課題や、デジタル技術導入に伴う法的リスク等を明確にすること。

- ・国内外の都市部における医療分野に関するデジタル技術を活用したサービスについて調査し、カテゴリー別に整理する。国内のサービスについては、各サービスの自治体における導入事例についても調査する。特に、在宅医療分野におけるデジタル技術を活用した事例を優先して調査すること。

(2) ニーズ・障壁の可視化

- ・対象となるサービス導入に伴うフローや課題を調査する。調査対象は、委託者と協議の上決定する。
- ・都市部での展開に向けた可能性や課題についても整理する。この際、導入するデジタル技術の提案については、地方自治体での施策実施において実現可能性を優先したものであること。

(3) その他

- ・(1)、(2)の項目を整理したうえで、最終報告として取りまとめる。
- ・次年度以降のデジタル実装に向けたロードマップを整理する。想定ロードマップは下記のとおりである。

想定ロードマップ

令和7年度	調査・概要設計
令和8年度	詳細設計・デジタルの実証
令和9年度から	実用化

- ・本事業の遂行にあたり、提案者は以下の要件を満たすプロジェクトマネージャーを配置すること
 - ① 医療分野におけるシステムの企画や導入（例：電子カルテ、地域医療連携システム、在宅医療支援システム等）に関するプロジェクトマネジメント経験を有すること。
 - ② 医療機関、自治体をステークホルダーとした関係者との調整・合意形成を行った実績があること。
 - ③ 本事業の目的・背景を理解し、技術的・運用的な観点から課題解決に向けた提案・推進ができること。

8 スケジュール

契約締結～11月	調査内容の検討・設計
11月～1月	調査の実施
1月	中間報告
3月	最終報告・契約終了

9 成果物及び提出期限

成果物は次のとおりとし、電子データについては、原則Microsoft Office のいづれかの形式で作成されたもので、再加工できるものとする。

成果物	提出形式	納品期限
業務スケジュール	電子データ	契約締結後 1 週間以内
委託業務実施体制	電子データ	契約締結後 1 週間以内
打合せ等の議事概要	電子データ	打合せ等の終了後 5 営業日以内
分析結果中間報告書	電子データ	令和8年1月末
分析結果最終報告書	電子データ	令和8年3月頃

10 その他

- (1) 打合せ等は本業務の進捗に合わせて隨時行う。打合せの都度、議事概要を作成し、打合せ後 5 営業日以内に電子データで提出すること。打合せ等は、原則、横浜市庁舎において対面又は、ウェブ会議システム等の活用により行う。
- (2) 本業務における法令や計算の根拠、外部資料及びデータの出典などはすべて明確にするこ

と。

- (3) 受託者の業務実施体制については、契約締結後速やかに提示すること。なお、病気等、不測の事態により担当者が本業務を遂行できない状況が生じた場合は、担当者と同等の能力及び資格を有する人員を配置すること。
- (4) 本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と受託者双方で協議の上、決定する。
- (5) 成果物及び作業工程における書類等に対する一切の権利は、原則として委託者に帰属する。また、これら成果物等の第三者への提供や内容の転載については、委託者の承諾を必要とする。
- (6) 受託者は、本業務において知った情報を他に漏らしてはならない。